

防衛省訓令第61号

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第22条
第9号及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2
1条の2第3項の規定に基づき、統合作戦司令部に關す
る統合幕僚監部の所掌事務及び統合作戦司令部に対する
防衛大臣の指揮監督について統合幕僚長の行う職務を定
める訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

統合作戦司令部に關する統合幕僚監部の所掌事務
及び統合作戦司令部に対する防衛大臣の指揮監督
について統合幕僚長の行う職務を定める訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、統合作戦司令部に關する統合幕僚
監部の所掌事務及び統合作戦司令部に対する防衛大臣
の指揮監督について統合幕僚長の行う職務を定めるも
のとする。

（統合幕僚監部の所掌事務）

第 2 条 統合幕僚監部は、防衛省設置法第 22 条第 1 号から第 8 号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 統合作戦司令部の教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。

(2) 前号に掲げる事務に関し必要な隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。

(統合幕僚長の行う職務)

第 3 条 統合作戦司令部の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するほか、統合幕僚長は、同司令部に対する防衛大臣の指揮監督について、同司令部の隊務及び同司令部の隊員の服務を監督する。

(委任規定)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。